

「遊休農地等再生対策支援事業」概要

R5.2.14 農村振興課

国土保全の見地から、重要な地域資源である農地の有効活用を図るために、市町村等(事業実施主体)が策定した「遊休農地等再生計画」に基づき、作物生産等を再開するために農業者、農業公社、農業者の組織する団体等(取組者)が行う遊休農地の再生作業等の取組などに対して支援する。

事業実施主体	市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会	補助要件
事業内容	<p>1. 再生作業</p> <p>① 草・灌木の刈払、樹木の伐採・抜根などの障害物除去(廃棄物の処理を含む)、深耕、整地作業</p> <p>② ①と併せて行う以下の内容 ・土壤改良費(土壤改良用資材代、運搬散布経費を含む) ・種苗代(果樹、アスパラガス等の減価償却資産(所得税法施行令第6条)となるものは除く。また、事業により種苗を購入する場合は、事業実施期間内までに行うこと。) (植え付け労務費は除く)</p> <p>ただし、②については、①の金額を超えない範囲を支援対象とする。</p>	
2. 条件改善整備	1の再生作業に付帯して行う下記の条件改善整備の経費を支援	
種類	内 容	
① 暗きよ排水工	暗きよ排水の設置	
② 客土	耕土厚の確保のための客土 ※耕土厚は、田15cm、畑20cm以内の確保を限度とする。	
補 助 率	定率1/2以内 事業費200万円未満(補助額上限99万9千円)	
 <p>再生前</p> <p>再生後</p> <p>ソバ栽培</p>		
対象農地	1号遊休農地、2号遊休農地	
<p>【事業の流れ】</p> <p>県 → 市町村等(事業実施主体) ↓ 支援・指導 取組</p>		